

佐賀県栄養士会 栄養ケア・ステーション 名簿登録要領

1. 目的

「佐賀県栄養士会 栄養ケア・ステーション」（以下「栄養CS」という）に、2の要件を満たした会員を登録し、本会に講師等の依頼があったときに適任者を紹介する。

2. 申込資格

本会会員で栄養CSに登録を希望する者とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 本会の会員である者
- (2) 本会主催の研修を受講している者

3. 申込方法

名簿登録を希望する会員は、名簿登録申込書を、栄養CSに提出するものとする。

4. 申込書の取り扱い

提出された申込書に基づき、登録簿を作成して活用する。
なお、この登録簿は、目的以外には使わないこととする。

5. 申込期限

随時受け付ける。

名簿登録をした場合、本人の申出がないかぎり、毎年4月1日に継続扱いとする。

6. 登録の変更について

登録内容に変更が生じたり、取り下げの必要が生じたりした時は、その旨を速やかに栄養CSに連絡するものとする。

附 則

1. この要領は、平成24年6月1日から施行する。
2. 改正 平成29年4月1日
3. 改正 令和 6年4月1日